

# 消 防 計 画

記入してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

## 第1 目的及びその適用範囲

防火対象物又はテナント等の名称を記入してください。

### 1 目的

この計画は、消防法令等に基づき、東海市消防本部 (以下「当該防火対象物（その部分）」という。)の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である次の部分及び者に適用する。

- (1) 当該管理権原の及ぶ範囲は防火対象物全般とする。
- (2) 当該防火対象物（その部分）に勤務し、出入りするすべての者
- (3) 防火管理業務の一部を受託している者

### 3 防火管理業務の一部委託 [該当・**非該当**]

#### (1) 委託者からの指揮命令

選択してください。

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示及び指揮命令の下に適正に業務を実施する。

#### (2) 防火管理業務の委託状況

別表第1「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり

## 第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

### 1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、当該防火対象物（その部分）の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な地位にあり、かつ、防火管理業務を適正に

遂行できる者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備、欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

## 2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

### (1) 消防計画の作成（変更）

- ・ 消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）、建物、避難施設、防火施設、電気設備、危険物施設、火気を使用する設備・器具（以下「火気使用設備等」という。）の検査・点検の実施及び監督と不備欠陥の改修促進
- ・ 消火、通報及び避難訓練等の実施
- ・ 防火対象物の法定点検の立会い
- ・ 消防用設備等の法定点検、整備の立会い

### (6) 改修工事など工事の立会い及び安全対策の樹立

### (7) 火気の使用、取扱いの指導及び監督

### (8) 収容人員の適正管理

### (9) 全従業員・全職員・全入居者（以下「従業員等」という。）に対する防災教育の実施

### (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する監督及び指導

### (11) 管理権原者への提案及び報告

### (12) 放火防止対策の推進

### (13) 臨時に開催される催し物等の管理及び監督

- ・ その他防火管理上必要な事項

### 第3 消防機関との連絡等

#### 1 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者	
(1) 防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者	
種別	届出等の時期	届出者	
(2) 消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防隊の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更 オ その他消防計画で予想しなかった事情が出現した場合	防火管理者	
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ、実施したときは速やかに	防火管理者	
・ 防火対象物点検結果報告	1年に1回	管理権原者	
・ 消防用設備等点検結果報告	<u>3</u> 年に1回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書）	管理権原者	
・ その他	消防用設備等の設置届出	消防用設備等を増設、改修、移設したとき	管理権原者
	少量危険物届出	少量危険物を貯蔵・取扱うとき又は廃止するとき	管理権原者
	指定可燃物届出	指定可燃物を貯蔵・取扱うとき又は廃止するとき	管理権原者
	火気を使用する設備届出	火気を使用する設備を設置するとき	管理権原者

特定防火対象物は1年、非特定防火対象物は3年です。

## 2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、適正な防火管理業務を遂行するため、防火管理維持台帳を作成するとともに、消防機関に申請、報告又は届出をした書類又はその写しのほか、次に掲げる書類を整備し一括して保管する。

(1) 消防用設備等の設置届出書に係る書類の写し

(2) 消防用設備等の検査済証

- ・ 消防計画に基づき実施される次に掲げる状況を記載した書類

ア 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況

イ 消防用設備等の点検及び整備の状況

ウ 避難施設の維持管理の状況

エ 防火上の構造の維持管理の状況

オ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況

カ 防火上必要な教育の状況

キ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いに関する監督の状況

ク 地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況

- ・ 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表

- ・ その他防火管理上必要な書類

## 第4 火災予防上の自主検査

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表第2「日常の火災予防の担当者」と日常の注意事項」のとおりとする。

(2) 火災予防上の自主検査は、次のとおりとする。

検査種別	検査実施日	検査実施者	適用
自主検査 (日常)	毎日終業時	火元責任者	別表第3「自主検査票 (日常)」による。
自主検査 (定期)	<u>4</u> 月・ <u>10</u> 月	火元責任者	別表第4「自主検査票 (定期)」による。

記入してください。

設置されている消防用設備等の点検について、委託する点検業者を記入してください。

第5 消防用設備等の法定点検

(1) 消防用設備等の法定点検は、〇〇〇〇株式会社 に委託して次のとおり行う。

選択してください。

消防用設備等名	機器点検	総合点検
消火器 [該当・非該当]	<u>3</u> 月・ <u>9</u> 月	記入してください。
屋内消火栓設備 [該当・非該当]	<u>3</u> 月・ <u>9</u> 月	<u>3</u> 月
自動火災報知設備 [該当・非該当]	<u>3</u> 月・ <u>9</u> 月	<u>3</u> 月
消防機関へ通報する火災報知設備 [該当・非該当]	____月・____月	
非常警報器具・非常警報設備 [該当・非該当]	<u>3</u> 月・ <u>9</u> 月	<u>3</u> 月
避難器具 [該当・非該当]	____月・____月	____月
誘導灯・誘導標識 [該当・非該当]	<u>3</u> 月・ <u>9</u> 月	
連結送水管 [該当・非該当]	____月・____月	____月
		____月
		____月
	____月・____月	____月

区分欄に記載以外の消防用設備等が設置されている場合はその消防用設備等を追記してください。

- (2) 防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立会い又は担当者を立会わせる。
- (3) 防火管理者は点検結果を管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立して整備しなければならない。
- 点検結果の記録は、「防火管理維持台帳」に編冊して保存しなければならない。

## 第6 従業員等が守るべき事項

- ・ 火気管理等
  - ア 火気使用設備等は、使用する前後に点検を行い安全を確認し、指定された場所で使用すること。
  - イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わないこと。
  - ウ 終業時等に吸殻の点検を行うこと。
  - エ 臨時の火気使用時は防火管理者へ事前に連絡し承認を得ること。
- ・ 危険物の貯蔵又は取扱いは指定された場所とすること。
- ・ 避難施設及び防火施設等
  - ア 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を置かないこと。
  - イ 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- ・ その他火災予防上必要と認められる事項

## 第7 避難経路図(「消防用設備等の設置位置及び屋外に通ずる避難経路を明示した図面」以下同じ。)の掲出

防火管理者は、避難経路図を作成し、従業員等に周知するとともに建物の見やすい位置に掲出する。

## 第8 工事における安全対策

防火管理者は工事に立ち会うとともに、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (1) 溶接・溶断等火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
  - (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用等を行わないこと。
- ・ 工事場所ごとに火気取扱責任者を指定し、工事の状況を定期的に防火管理者に報告させること。

- ・ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- ・ 放火を防止するため、資機材等の整理整頓をすること。
- ・ 災害発生時の通報連絡体制を樹立すること。
- ・ その他防火管理者が必要と認める事項

## 第9 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、空室及び雑品倉庫等の常時監視が困難な場所は、施錠する。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
  - ・ トイレ、洗面所等の巡回を行う。
  - ・ 火元責任者又は最終退出者は、火気及び施錠の確認を行う。
  - ・ 建物外灯の終夜点灯を行う。

## 第10 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防組織の編成は、別表第5「自衛消防隊の編成と任務表」のとおりとし、この別表は従業員等の見やすい位置に掲示する。

## 第11 地震対策

### 1 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、管理権原者及び防火管理者とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
  - ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
  - イ 窓ガラスの飛散防止措置、看板及び広告塔等の落下防止措置を行う。
  - ウ 火気使用設備等の上部や周囲には、転倒し又は落下するおそれのある物品や可燃物を置かない。
  - エ 火気設備器具等からの出火防止措置を行うとともに、自動消火装置や燃料の自動停止装置等の点検を行う。

オ 引火や発火等の危険性を有する物品を収容する容器は、転倒防止措置を講じた頑丈な戸棚等に収容する。

カ 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。

キ その他防災上必要と認められる事項

(3) 非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに定期的に点検整備する。

## 2 地震後の安全対策

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 火気使用設備等の直近にいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い、状況を防火管理者に報告する。

(3) 出火状況及びけが人の発生状況を確認する。

(4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急処置を行う。

(5) 各設備・器具は、安全を確認した後、使用する。

(6) 避難通路の確保を行う。

(7) その他防災上必要と認められる事項

## 3 地震時の活動

地震時の活動は、次のとおりとする。

駐車場、区画された安全な場所等を記入してください。

(1) 第10自衛消防組織の編成及び任務等に定める、「別表第10自衛消防隊の編成と任務表」による活動を原則とする。

(2) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる従業員等に適切な指示を行う。

(3) 避難にあたっては、身の安全を確保した後 グラウンド へ一時待避させる。

(4) 従業員等を広域避難場所（ 〇〇〇〇学校 ）又は拠点避難所（ 〇〇〇〇学校 ）へ誘導するときは、順路、道路状況等必要な事項について説明する。

東海市HP「避難所・避難場所」をご確認頂く等をし、記入してください。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

ア 隊長は必要に応じて職員を参集し自衛消防隊を立ち上げ、通報連絡班に地震に関する情報の収集にあたらせること。

イ 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

- ・ 南海トラフ地震臨時(巨大地震警戒)発表時は以下の措置を講ずるものとする。

ア 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際には以下の措置を講ずるものとする。

ア 災害応急対策に係る措置としては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間を、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

#### 4 警戒宣言への対応

警戒宣言が発せられた場合、第10自衛消防組織の編成及び任務等に定める、別表第4「自衛消防隊の編成と任務表」による活動を行う。

- ・ 警戒宣言が発せられた場合における営業方針

- 従業員等に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法

ア お客等に対する情報の伝達に先立ち、まず全従業員へは 業務放送 で伝達する。

イ お客等に対する情報の伝達時間は、各階の避難誘導担当の配置完了後とし、非常放送設備 で伝達する。

非常警報（放送）設備、業務放送等、

第12 防災教育 伝達可能なものを記入してください。

- 1 防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者
正社員 (パート・アルバイト含む。)	朝礼等時(毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。)	必要の都度	防火担当 責任者
	<u>4</u> 月・ <u>10</u> 月	年2回	防火管理者
新入社員 (パート・アルバイト含む。)	採用時(新入社員等採用時の研修期間等に実施する。)	採用時	防火管理者

- 2 防災教育の内容 記入してください。

- (1) 防災教育は、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

- ① 従業員等の遵守事項について
- ② 火災発生時及び地震時の対応について
- ③ その他火災予防上必要な事項

主には特定防火対象物が対象です。

イ 地震防災規程について [該当・非該当]

- ① 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の性格及びこれに基づきとられる措置の内容について
- ② 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合の対応について
- ③ 地震及び津波に関する一般的な知識について
- ④ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識について

- ⑤ 今後地震対策として取り組む必要のある課題について  
ウ 県、市及び防災関係機関が行う防災講演会等に参加する。

## 第14 訓練

### 1 訓練の実施時期等

訓練は、年 1 回以上とし、実施時期、実施内容は次のとおりとする。

訓練種別	実施時期	適用
部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練）	____月・____月	総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせて実施する。
総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練）	<u>10</u> 月・____月	

### 2 地震防災規程に基づく訓練 [該当・非該当]

- (1) 地震防災規程に基づく訓練を年1回以上実施する。なお、上記1(1)の訓練時に合わせて実施することができる。

#### (2) 実施内容

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）収集・伝達訓練  
イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の発表対応訓練  
ウ その他各号を統合した総合訓練

## 第15 実施細目

この計画の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この計画は、○○○○年○○月○○日から施行する。

記入してください。



別表第2

## 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防火管理者	○ ○ ○ ○		
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏名	担当区域	氏名
1階	○ ○ ○ ○	1階	○ ○ ○ ○
2階	○ ○ ○ ○	2階	○ ○ ○ ○
3階	○ ○ ○ ○	3階	○ ○ ○ ○
PH	○ ○ ○ ○	PH	○ ○ ○ ○
担当者の任務			
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該施設の防火管理業務の統括責任者</li> <li>・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>		
防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。</li> <li>・防火管理者を補佐する。</li> </ul>		
火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の火災予防について「自主検査票」（別表第3、別表第4）に基づきチェックし、防火管理者に報告する。</li> </ul>		
従業員等の注意事項			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。</li> <li>2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。</li> <li>3 火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。</li> <li>4 休憩室、事務室等から最後に出る者は、必ず火の始末をすること。</li> <li>5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。</li> <li>6 死角となる廊下、階段室、トイレ等に燃えるものを置かないこと。</li> <li>7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。</li> <li>9 喫煙場所の吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入れ容器等に入れるなどして処分すること。</li> <li>10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱等燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。</li> <li>11 電気、ガス等の火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>12 火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任持って管理すること。</li> <li>13 その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) シンナーや塗料等火災予防上危険を物品は持ち込まないこと。</li> <li>(2) 避難通路へのはみ出し陳列(ワゴン、平台、ハンガー等)は、行わないこと。</li> <li>(3) 裸火の使用又は危険物品の持ち込みは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>(4) 喫煙場所以外での喫煙を発見した場合は、直ちに制止すること。</li> </ol> </li> </ol>			

自主検査の結果を記入するものです。記入後は防火管理維持台

別表第 帳等に保管してください。よって、提出時には記入は不要です。

自主検査票(日常)

担当区域 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 点検月 \_\_\_\_\_ 月

日	曜日	検査項目							
		ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線の老化・損傷	火気設備器具の設備・使用状況	終業時の火気の確認	吸殻の処理	物置・空室・雑品倉庫等の施錠	建物外周部等の可燃物の有無	少量危険物等の管理状況
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

備考 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付すこと。  
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理に報告すること。

防火管理者確認	
---------	--

自主検査の結果を記入するものです。記入後は防火管理維持台帳等に保管してください。よって、提出時には記入は不要です。

別表第4

自主検査票(定期)

担当区域

氏名

点検年月日

実施項目及び確認箇所		確認結果
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床 (2) 天井 (3) 窓枠・サッシ・ガラス (4) 外壁・ひさし・パラペット	<p>コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。</p> <p>窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のほずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。</p> <p>貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落、落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。</p>
	(1) 避難階段 (2) 階段 (3) 避難階の避難口	<p>① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。 階段室に物品が置かれていないか。</p> <p>① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。</p>
火気使用設備等	火気設備(炉・ふろがま・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備等)	<p>① 火気使用設備及びその附属設備の周囲は、常に整理・清掃が行われ、燃料その他の可燃物が放置されていないか。 ② 火気使用設備及びその附属設備は、必要な点検・整備が行われ、火災予防上有効に保持されているか。 ③ 設備に応じた適正な燃料が使用されているか。 ④ 燃料タンク又は燃料容器は、転倒又は衝撃を防止するための措置がとられているか。</p>
	火気器具(液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具)	<p>① 建築物・可燃性の物品から火災予防上安全な距離が保たれているか。 ② 可燃性のガス・蒸気が滞留するおそれのない場所で使用していないか。 ③ 地震等により可燃物が容易に落下する場所で使用していないか。 ④ 地震等により容易に転倒・落下するような状態で使用していないか。 ⑤ 本来の使用目的以外に使用していないか。 ⑥ 器具の周囲は、常に整理・清掃が行われ、燃料その他の可燃物が放置されていないか。 ⑦ 器具に応じた適正な燃料が使用されているか。</p>
電気設備	変電設備 発電設備 蓄電池設備 ネオン管灯設備	<p>① 火災予防上安全に管理されているか。 ② 水が浸透し、又は浸透するおそれのない位置に設けられているか。 ③ 容易に点検することができる位置に設けられているか。 ④ 防振のための措置がとられているか。</p>
その他		
備考	<p>検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付すこと。 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告すること。</p>	防火管理者確認

別表第5

自衛消防隊の編成と任務表

係別	担当者 (職名等でも可)	火災時の任務	地震時の任務
自衛消防 隊長	○ ○ ○ ○	自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行うとともに消防隊と緊密な連携を図る。	自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行う。
自衛消防 副隊長	○ ○ ○ ○	自衛消防隊長が不在の場合は、その任務を代行する。	自衛消防隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
通報連絡班	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡	テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。 従業員及び来客等に対し、放送設備等により南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された旨の情報を、混乱防止に配慮し伝達するものとする。
避難誘導班	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去	来客等が混乱しないで退場できるよう誘導する。
消火班	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	出火場所への急行、消火器等による初期消火	火気を使用する設備、器具の使用は原則として禁止し、やむを得ない場合は、監視人等を置く措置をとる。 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器等の転倒、落下防止措置を行う。 非常持出品を準備する。
安全防護班	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	
応急救護班	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供	